

所管部課	健幸いきいき部健康推進課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市出産・子育て応援事業実施要綱の制定について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>国の令和4年度第2次補正予算に計上された出産・子育て応援交付金事業について、市が本事業を行うための必要な事項を定めるものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 伴走型相談支援事業</p> <p>① 保健師等の看護職の面談等により、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い必要な支援につなぐ伴走型相談支援</p> <p>イ 出産・子育て応援ギフト事業</p> <p>① 妊娠時 5万円相当のギフトクーポン支給</p> <p>② 出産時 5万円相当のギフトクーポン支給 (ギフトクーポン支給は令和4年4月1日に遡及して支給する。)</p> <p>(2) 施行日 令和5年3月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 この要綱に基づく事業の実施により、出産・子育てに係る支援の充実が図られる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年10月28日 出産・子育て応援交付金事業の閣議決定</p> <p>12月 2日 出産・子育て応援交付金事業の第2次補正予算可決 (国)</p> <p>12月26日 出産・子育て応援交付金事業に係る実施要綱制定 (国)</p> <p>令和5年 2月22日 令和4年度一般会計第10号補正予算 (2月補正) にて計上</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>事業の実施にあたっては、この要綱に定めるもののほか、国及び東京都からの通知を参考に進める。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定等の手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。